



基本計画について

1 基本計画とは

上田長野地域において、水道事業の統合を行う場合の業務運営、組織体制、財政運営などに関する基本的方針などをまとめたもので、協議会において、今後、更なる協議検討を進める上で指針とするもの。

2 協議会における検討経過

- 第2回協議会（R 6. 7. 30）… 策定および策定手順について協議
- 第3回協議会（R 6.10.16）… 素案の協議
- 第4回協議会（R 7. 2. 1）… 素案に対する住民意見等の報告
- 第5回協議会（R 7. 7.14）… 素案に住民説明会や意見募集などで寄せられた意見等を反映、基本計画（案）として決定
 - ・ 利便性を考慮した「多様な収納方法」への修正
 - ・ 地域事業者の受注機会の確保を考慮した項目の新設 など

3 基本計画（案）の修正

次の箇所について、表記を統一するために所要の修正を行う。

旧	新
5 その他の基本方針＞5.1 下水道事業	
(2)下水道事業との共通業務の一部（検針、料金徴収、給排水設備、窓口サービス等）は、3市の <u>上水道</u> 事業と下水道事業が一体組織であったことを踏まえ、一元的に委託を受ける。	(2)下水道事業との共通業務の一部（検針、料金徴収、給排水設備、窓口サービス等）は、3市の <u>水道</u> 事業と下水道事業が一体組織であったことを踏まえ、一元的に委託を受ける。

上田長野地域水道事業広域化基本計画の合意について（案）

上田長野地域水道事業広域化協議会（以下「協議会」という。）を構成する長野県、長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「構成団体」という。）は、上田長野地域水道事業広域化基本計画（以下「基本計画」という。）について、次のとおり合意する。

（基本計画の趣旨）

第1 基本計画は、上田長野地域において水道事業の統合を行う場合の業務運営、組織体制、財政運営等に関する基本方針等をまとめたもので、協議会において、今後、更なる協議検討を進める上で指針とするものとする。

（基本計画）

第2 基本計画は、別添のとおりとする。

（基本計画合意後の協議検討）

第3 協議会は、基本計画合意後、業務運営、組織体制、財政運営等に関する具体的な事業内容等を定める事業計画（案）の作成に取り組むとともに、引き続き、企業団のあり方、地域全体にとっての最適な施設整備計画及び構成団体ごとの財源負担の重要協議事項について、優先的に協議検討する。

2 協議会は、重要協議事項及び事業計画（案）の検討内容を構成団体の住民や議会に示し、意見聴取等に取り組みながら協議検討を進めるものとする。

(協議検討に当たっての構成団体の意見)

第4 協議会は、第3の協議検討について、次に掲げる意見等を尊重するものとする。

(1) 令和7年6月13日 上田市上下水道審議会答申書

「上田市水道事業の今後のあり方について」 (別添1)

(2) 令和7年9月30日 令和7年9月長野市議会定例会

「令和7年9月定例会 水道事業広域化調査研究特別委員会委員長報告」
(別添2)

令和7年11月4日

上田長野地域水道事業広域化協議会

上田長野地域水道事業広域化基本計画（案）

令和 7 年 11 月 4 日

上田長野地域水道事業広域化協議会

目 次

1 業務運営の基本方針	1
1.1 総務・経理・営業関係	
1.2 運転・管理関係	
1.3 施設整備関係	
1.4 危機管理	
1.5 官民連携	
2 組織体制・職員の基本方針	2
2.1 組織体制	
2.2 職員	
3 財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針	3
3.1 財政運営	
3.2 水道料金	
3.3 一般会計繰出金	
4 広域化の時期・近隣水道事業体との広域連携の基本方針	4
4.1 広域化の時期	
4.2 近隣水道事業体との広域連携	
5 その他の基本方針	4
5.1 下水道事業	
5.2 第三者との協定等	

1 業務運営の基本方針

1.1 総務・経理・営業関係

- (1) 長野県、長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「構成団体」という。）で構成する一部事務組合（以下「企業団」という。）を設立し、長野市、上田市、千曲市及び坂城町の行政区域において長野県、長野市、上田市及び千曲市が取得している水道法の事業認可を廃止して事業統合を行い、将来にわたって民営化によらず企業団により事業を運営していく。
- (2) 総務、人事、経理等の企業団の管理運営業務や広報関係業務は、本部で集中して行うことにより、業務の効率化を図る。
- (3) 企業団設立当初における業務の円滑な移行及び運営の安定化を図るため、企業団設立前の各水道事業体の事務所等に現地事務所を設置する。一定期間経過後、水道サービスの維持・向上に十分配慮した上で、最適な現地事務所のあり方を検討する。
- (4) 事業開始当初は、料金収納や各種届出について事業統合前の各受付窓口を継続しサービスの向上に努める。
- (5) 料金や手数料等の納付における利便性向上のため、多様な収納方法を検討する。
- (6) 構成団体で利用している情報システム等は、水道利用者へのサービス向上や企業団の事業運営が効率化するよう優先度を定めて適切な時期に統合を進める。
- (7) 持続可能な事業運営やSDGsの達成のため、DXやGX等の積極的な推進及びAIの活用や水道事業に関する設備・機器情報や取扱うデータについて、横断的かつ柔軟に利活用する仕組みを検討する。
- (8) 地域住民の水道事業及び企業団への理解を深め、企業団運営に住民意見を反映させるため、積極的な広報広聴に努める。

1.2 運転・管理関係

- (1) 水道施設の維持管理や漏水修繕、給水施設の審査及び検査等の業務は、水道事業体ごとに基準や手法が異なるため、事業開始当初は各水道事業体の管轄範囲において実施し、日常業務の効率化を図るための業務体制を整備する。
- (2) 基幹浄水場等に集中監視体制を構築し、運転管理の効率化と監視体制の強化を図る。
- (3) 水質管理業務については、適切かつ迅速な検査を実現するため主要な浄水場ごとの系統的な管理ができる体制とする。

1.3 施設整備関係

- (1) 千曲川流域の高低差を利用した上流から下流への一体的、効率的な水運用を実現する。また、安定的な給水と非常時の対応能力強化のため、主要な浄水場を連絡管で接続し、バックアップ可能な水道システムを構築する。
- (2) 将来の人口減少等による有収水量の見通しを立て、施設の統廃合及び水道施設のダウンサイジングを行い、投資の抑制及び維持管理コストの削減を図る。
- (3) 水道施設の更新や耐震化については、老朽度や重要度を考慮した上で、基幹となる水道施設及び災害時避難所、病院等の重要施設への管路を優先的に進める。併せて、現状の耐震化率や経年化率には地域格差があることから、その是正に向けて整備を進める。

1.4 危機管理

- (1) 各水道事業体の危機管理マニュアルを統一するとともに、構成団体の地域防災計画とも整合した内容とする。併せて、非常時における構成団体との連絡調整や近隣市町村等との相互連携及び関係機関との協力体制を整備する。
- (2) 企業団設立後も公益社団法人日本水道協会及び長野県水道協議会の会員として、被災地への災害応援等の業務の中核的な役割を担っていく。
- (3) 事業継続計画（BCP_{※1}）を策定し、非常時における優先事項及び職員・関係者の役割を明確にする。

※1：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

- (4) 非常時等に備え、資材保管庫を地域内の適切な場所に設置する。
- (5) 河川氾濫等による浸水の恐れがある施設は、雨水侵入対策や電気施設の浸水対策、連絡管等の整備を行い、災害に強い施設を構築する。
- (6) 水安全計画の整備と各種マニュアル等に基づく訓練を実施する。
- (7) 防犯対策として、バイオセンサー、侵入警報システム、定期巡視等により施設の安全管理を徹底する。
- (8) 大規模地震等による広域的な災害を想定し、燃料や緊急用資材等の調達ルートを確立するとともに、災害時初期対応のため、非常時の通信手段や非常用品をあらかじめ確保する。

1.5 官民連携

- (1) 水道施設の維持管理や検針・料金徴収業務など業務の一部について、民間に委託することにより技術や知識の活用と業務の効率化を図る。
- (2) 水道事業の円滑な業務運営のため、企業団設立後も引き続き地域事業者と災害時の対応をはじめとした業務の連携を図る。
- (3) 基幹管路や施設など大規模な施設整備は、DB方式（設計・施工を一括発注方式）等を含めた官民連携の導入について検討する。
- (4) 地域事業者の活性化を図り、災害時の円滑な対応や地域経済の健全な発展に資するため、公正性、競争性等を確保した適正な入札制度の下、地域事業者に係る受注等の機会の確保について検討する。

2 組織体制・職員の基本方針

2.1 組織体制

- (1) 企業団の意思決定機関として、企業団議会を置く。
- (2) 執行機関として企業団の管理者である企業長を置き、補助職員として副企業長及びその他の職員を置く。
- (3) 企業団の財務や事務を監査するため、監査委員を置く。

- (4) 企業団の管理運営に関し、規約変更や予算・決算等の重要事項を協議するため、構成団体の代表者で構成する運営協議会を設置する。
- (5) 企業団の経営に関し、必要な事項を調査及び審議するための審議会の設置を検討する。

2.2 職員

- (1) 企業団設立当初においては、業務運営の安定化及び国の補助制度を活用した施設整備の推進を図るため、必要な人員を確保する必要がある。そのために構成団体は、企業団が統合前の構成団体における職員数を確保できるよう、当面の間は企業団への職員派遣又は本人の希望に基づく身分移管を行う。その後順次、企業団への本人の希望に基づく身分移管又は企業団による新規採用を進める。
- (2) 企業団は、最適な人員配置に努めるとともに、事業が確実に履行できる体制が構築され、業務運営が安定してきた段階で、業務の一層の共通化・効率化を図りながら適正規模を目指していく。
- (3) 水道事業に関する専門的な知識・技術を継承するため、長期的な視野をもって継続的な人材育成を行う。
- (4) 漏水調査等の水道管の維持管理に関する研修設備を設置し、技術職員の育成と技術継承を推進する。

3 財政運営・水道料金・一般会計繰出金の基本方針

3.1 財政運営

- (1) 独立採算の原則により、水道料金によって健全経営を維持していくことを基本とする。
- (2) 水需要の減少に伴い、給水収益が減少する中で、広域化による経営の効率化、水道施設の最適配置や規模の適正化を図り、経営基盤を強化する。
- (3) 企業団の事業開始時に会計を統一することを目標とする。
- (4) 水道施設の更新事業を計画的に実施するための財源を確実に確保するとともに、広域化に係る国庫補助制度を有効活用し、補助期限である令和 16 年度までは広域化に資する事業、運営基盤強化に資する事業を優先的に実施する。
- (5) 地域全体として効果の高い事業や脆弱箇所の強化に対して優先的に投資を行う。
- (6) 企業団は、各水道事業体の事業の用に供している資産及び負債を全て引き継ぐ。
- (7) 事業統合時点で、各水道事業体の内部留保資金、企業債残高等に格差がある場合でも、これを平均化することを目的とした一般会計等からの補填は行わない。
- (8) 企業団の経営基盤強化のため、一般会計出資金の活用を見込む。

3.2 水道料金

- (1) 水道料金の統一は、将来の物価変動等の状況を注視しながら定期的な検証を行う中で、早期実施を目標とする。なお、統一までは、各水道事業体の現行料金体系を維持することを基本とする。
- (2) 健全で持続可能な水道事業を運営するため、4年に一度の料金の見直しを原則とし、将来的な施設更新を確実に実施するため、資産維持費を考慮した総括原価方式による算定を行う。

3.3 一般会計繰出金

- (1) 国庫補助金を受けて広域化事業及び運営基盤強化等事業を実施する場合の財源措置として、一般会計出資金の負担方法をルール化する。
- (2) 構成団体が従前から負担している一般会計繰出金については、継続して繰り入れる。

4 広域化の時期・近隣水道事業体との広域連携の基本方針

4.1 広域化の時期

企業団の設立時期は、構成団体の全てにおいてこの基本計画が合意された後、2～3年を目途とし、構成団体は速やかな企業団の設立に向け協力する。

4.2 近隣水道事業体との広域連携

- (1) 企業団設立後は、周辺の水道事業体との事務の共同化など効果的な広域連携を検討し、当該連携地域にとって効果的かつ効率的な水道事業の運営に努める。
- (2) 企業団の事業開始後、企業団に所属しない近隣の水道事業体から新たに水道事業の統合等の希望や相談があった場合には、随時協議に応じるものとする。

5 その他の基本方針

5.1 下水道事業

- (1) 上下水道事業分離による地域の共通課題解決に向けて、将来における下水道事業広域化の有効性や上下一体での事業運営の研究について、企業団設立後も構成団体と引き続き協力、連携を図っていく。なお、下水道事業における課題解決には多くの時間を要することから、水道事業の広域化を優先とする。
- (2) 下水道事業との共通業務の一部（検針、料金徴収、給排水設備、窓口サービス等）は、3市の~~上~~水道事業と下水道事業が一体組織であったことを踏まえ、一元的に委託を受ける。

5.2 第三者との協定等

水道水源等に関する第三者との協定について、構成団体は企業団への円滑な承継が可能となるよう地域の実情に応じた対応を検討する。

(別添1)

答 申 書

令和7年6月13日

上田市上下水道審議会

上田市上下水道審議会委員 名簿

会	長	渡	辺	ゆ	か	り
副	会	内	川	伸		生
委	員	荒	川	義		富
委	員	大	口	高		生
委	員	北	澤	俊		幸
委	員	久	保	美	智	子
委	員	小	林	裕		子
委	員	駒	村	千		春
委	員	櫻	井		讓	
委	員	下	平	雅		伸
委	員	須	長	弘		二
委	員	塚	原	忠		一
委	員	橋	詰	真	由	美
委	員	藤	田	憲		治
委	員	藤	原	紀	美	江
委	員	布	施	教		子
委	員	堀	内	吉		孝
委	員	松	本	美	津	子
委	員	宮	尾	照		枝

(五十音順)

上田市水道事業の今後のあり方について

1 はじめに

本審議会は、令和５年１１月２９日に上田市長から上田市水道事業の今後のあり方について諮問を受け、１２回にわたり審議を重ねてきた。上田市の水道事業を後世に引き継ぐために取り組むべき課題を整理したうえで、「現状」と「将来」という観点から慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

なお、上田市が現在検討を進めている上田・長野地域の水道事業広域化については、広域化に伴う事業や広域化後の水道事業の姿に対する懸念等から慎重な意見が多い一方、前向きな意見や判断が難しいといった意見もあり、将来にわたる重要な事案であることから、本審議会として意見の集約までには至らなかった。

市民説明会でも出されたように、市民の中にも様々な意見があることを十分考慮の上、判断されることを要望する。

2 答申内容

(1) 持続可能な水道事業の経営について

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴う水需要の減少が見込まれる一方で、老朽化する施設等の更新や頻発する自然災害への対応などに多額の費用が必要となるなど厳しさを増している。

そのような中で、水道行政の国土交通省への移管や上下水道事業の広域化・共同化、ウォーターPPPの推進など新たな動きも見られているが、水道事業の責務である安全な水道水の安定供給及び施設の強靱化が図られるよう、持続可能な水道事業経営に努められたい。

なお、民営化やコンセッションの導入については、災害時の対応や、自治体の専門的な監督能力の低下などが懸念され、公共性の軽視につながるおそれがあることから、将来にわたり水道事業が公営企業として事業運営されることを強く要望する。

(2) 人材育成の推進について

持続可能な水道事業経営には、経営形態（単独、広域化）に関わらず、人材の育成が不可欠であり、技術力の確保は重要な課題である。特に、現在の状況を考察すると、人事異動などにより専門性の高い人材育成が困難で、水道事業における運営力や技術力の低下が懸念されることから、技術力を維持、向上させる体制の整備が必要と考える。

また、若い世代の職員に対する効果的なスキルアップ研修や教育、他の事業体との交流に加え、採用も含め新たな育成策の導入も積極的に検討されたい。

(3) 水道施設等の耐震化・老朽化対策の推進について

上田市の水道事業は、給水開始から100年が経過し、施設や管路の経年劣化が進行している。水道水の安定供給のために、計画的な老朽化対策を進めるとともに、適切な点検・補修による施設の延命化を図りながら、施設の更新時には施設のダウンサイジング等も検討されたい。

また、これまでの上田市は投資が少なく、企業債を抑えられた半面、施設や管路の耐震化率が全国的に見ても低い状況である。経営形態（単独、広域化）に関わらず、企業債残高への配慮は必要であるが、有利な国庫補助や企業債などを活用した積極的な投資により、確実に耐震化が図られるよう計画的に事業を進められたい。

(4) 水道事業の広域化について

人口減少社会を迎え、広域化の推進は、水道事業の基盤強化、経営の健全化に有効な施策の一つであることは理解するところである。

一方で、市民の中には、広域化により組織が大きくなることで、目が行き届かなくなることを懸念する声もある。特に、リスク対策やサービス水準の維持は、市民生活への影響が大きいため、デメリットとその対応策についても十分に検討され、判断されたい。

なお、上田長野地域水道事業広域化協議会及び上田市からは経営上のメリットが生じる財政シミュレーションが示されているが、広域化を判断する上では、構成団体における一般会計からの出資金の負担割合等の明確化が必要である。

また、補助金等の活用は有効と考えるが、物価や労務費の高騰により、今後ますます事業費が増大することを念頭に置き、長期的な視点から十分精査、検討したうえで施設整備等の計画を策定されたい。

3 附帯意見

(1) 水道事業の広域化について

仮に水道事業の広域化を進める場合は、以下の項目についても十分に留意されたい。

ア 水道料金は、安全・安心な水の供給や施設の維持・更新のために必要不可欠な財源であることから、広域化を検討中ではあるが、本審議会では上田市の料金改定を答申した経緯がある。広域化を進める場合も、将来世代との公平性を図り負担を先送りさせないため、速やかな料金統一と国の示す資産維持費を考慮した的確な料金改定を行うことを前提とされたい。

イ これまで上田市では、経営の合理化を図るため上下水道一体で事業運営してきたことから、下水道も含め広域化を検討することが望ましい。広域化により下水道事業が分離される場合も、業務効率の低下を最小限とするよう調整するとともに、経費削減効果を見極めながら、将来的には上下一体での事業経営も検討されたい。

ウ 上小地域の中心市としての上田市の役割と責任を踏まえ、上田・長野間の水道事業広域化を進める場合も、周辺市町村の考えもよく聞き、将来的な広域連携を見据えて検討を進められたい。

(2) その他

ア 人口減少を踏まえた将来的な課題解決に向け、DX 化の推進は不可欠である。各種手続きのオンライン化、工事の省力化・効率化など、働き方改革や業務改革につながる DX 化を推進し、人口減少社会においても質の高いサービスの維持に努められたい。

イ 大規模自然災害のみならず、日常起こりうる断水等に対しても、早期対応により市民生活及び企業活動に支障をきたさないよう人材育成を含め体制を整備するとともに、周辺の事業体との連携強化に努められたい。

4 要望事項

(1) 上田市内には良質な湧水が多数ある。湧水等の権利は土地所有者が有しているが、慣行水利権としての歴史的背景を踏まえ、地元関係者の意向等を十分尊重し、行政としても水道水源を将来にわたり守り続けることを要望する。

- (2) 持続可能な水道事業の運営には、地元の水道工事業者の存在は欠かせないものである。民間事業者も人材不足に悩む状況であることから、地元業者の確保、育成が積極的に図られるよう取り組まれない。
- (3) 現在、県営水道が給水している塩田地域及び仁古田、小泉地区の中には、かねてより染屋浄水場からの給水を望む市民の声がある。市民の要望に応えられるようその実現に向け様々な手段を検討されたい。
- (4) 持続可能な水道事業を経営するうえで、市民・事業者への広報・広聴の取り組みは大変重要である。特に広域化の協議内容については、適時市民への丁寧な説明に努め、広く周知を図られたい。

審 議 の 経 過

本審議会は、上田市上下水道審議会条例の規定に基づき、令和5年4月1日に設置され、第4回目の審議会で上田市長から「上田市水道事業の今後のあり方」についての諮問があった。以降、上下水道料金の改定について審議するため、一時審議を中断したが、12回にわたり提示された資料をもとに活発な協議を重ねながら、慎重に審議を行った。

第8期上下水道審議会（諮問事項に係る審議部分）

回	開催日	内 容
第 4 回	令和5年11月29日	諮問 諮問事項について
第 5 回	令和6年 1月31日	諮問事項に係る意見・質問に対する回答について 水道事業に関するアンケート調査の報告
第 6 回	令和6年 4月22日	諮問事項に係る意見・質問に対する回答について
第 7 回	令和6年 5月23日	諮問事項に係る意見・質問に対する回答について
第10回	令和6年11月12日	上田長野地域水道事業広域化に関する検討報告 市単独での事業経営継続の可能性の検証について
第11回	令和6年12月13日	諮問事項に係る意見・質問に対する回答について 市民意見に対する市の見解について
第12回	令和7年 1月24日	市民説明会の状況について 諮問事項に係る意見・質問に対する回答について
第13回	令和7年 2月17日	諮問事項に係る意見・質問に対する回答について 課題の整理について
第14回	令和7年 3月13日	課題の整理について
第15回	令和7年 4月 8日	課題の整理について
第16回	令和7年 4月24日	答申案作成に向けた検討について
第17回	令和7年 5月23日	答申（案）について
答 申	令和7年 6月13日	上田市長への答申

(別添 2)

令和 7 年 9 月定例会 水道事業広域化調査研究特別委員会委員長報告

30 番 市川 和彦でございます。

私から、水道事業広域化調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、県及び 3 市 1 町で検討している上田長野地域水道事業広域化について、調査・研究を行うため、令和 4 年 9 月に設置されました。

水道事業は、将来的に人口減少による料金収入の大幅な減少、水道事業を支える人材不足、施設の老朽化に伴い維持管理及び更新に膨大な費用が見込まれることなど、多くの深刻な課題を抱えているところですが、これらの課題を解決するための有効な方策の一つとして、水道事業の広域化が検討されています。

本委員会では、上田長野地域水道事業広域化協議会が作成した上田長野地域水道事業広域化基本計画（案）を重点的に調査・研究するとともに、先進地への行政視察を実施しました。

この協議会では、基本計画の年度内の合意を目指し、鋭意協議を進めているとのことですが、本委員会では、上田長野地域の水道事業が共通して抱える課題について調査・研究を重ねる中で、これらの課題を解決するためには、引き続き協議会の構成団体が連携し、事業統合による水道事業広域化の検討をさらに進める必要があるという結論に達しました。

その理由として、事業統合により水道事業広域化をすることで、施設整備の共同化による基盤強化、業務の共同化による効率化、コスト削減、危機管理体制の強化、料金の収納方法の拡大による市民サービスの向上などが考えられるとともに、水道事業広域化をした場合の財政シミュレーションでは、国庫補助の活用などにより、全ての事業体で水道料金の値上げを抑制できるとの結果が示されました。

さらに、水道事業広域化を行った先進地への行政視察では、施設のダウンサイジングや施設整備に要する事業費が適切に確保され、安定した給水事業が実施されていることを確認しました。

一方で、水道事業広域化の検討を進めるためには、施設整備計画や構成団体ごとの財源負担の割合などを明確にする必要があり、協議会ではこれらを重要協議事項と位置づ

け、優先的に協議、検討を行うこととしていますが、この重要協議事項以外にも課題や協議、検討すべき事項が多数あります。

そこで、水道事業広域化の検討をさらに進めるに当たり、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について4点申し上げます。

1点目は、地域住民への説明及び意見聴取についてであります。

本市では、水道事業広域化に関するリーフレットの全戸配布、住民説明会や関係団体等への説明会を開催し、説明及び意見聴取に取り組んだとのことですが、水道は、生活に欠かすことのできない重要なライフラインの一つであり、地域住民への影響も大きいことから、水道事業広域化を検討していることを確実に周知するとともに、引き続き多くの方から意見聴取を行うことが必要となります。

そこで、ながの水だよりを活用するなど、継続して丁寧な説明をするとともに、いただいた御意見は、今後の検討の参考とするよう要望いたしました。

2点目は、地域事業者の受注機会の確保についてであります。

事業統合による水道事業広域化をした場合、工事や薬品・資材等をまとめて発注することができるようになり、発注業務の軽減と大量発注による費用の抑制が期待されます。

一方で、災害時や水道管の破裂といった緊急時の対応には、それぞれの地域の実情をよく知る事業者の存在が不可欠であり、こういった地域事業者が事業を継続できるよう、受注機会を確保する必要があります。

そこで、入札の公平性及び競争性を保ちつつ、地域事業者の受注機会の確保ができる入札制度を検討するよう要望いたしました。

3点目は、施設整備計画についてであります。

現在検討している施設整備計画では、市・町を越えた管路・施設の広域ネットワーク化によりバックアップ可能な水道システムを構築し、広域化によるスケールメリットを生かした施設の統廃合やダウンサイジングによる投資の抑制及び維持管理コストの削減を図るとともに、基幹となる水道施設や重要施設への管路の更新及び耐震化を優先的に進めることとしています。

しかし、近年の人手不足や建設コストの上昇を踏まえると、施設整備計画の内容を改めて精査する必要があります。

そこで、施設整備計画の策定に当たっては、それぞれの構成団体が保有する施設の状況や危機管理体制を十分に踏まえ、上田長野地域全体にとって最適な計画となるよう要望いたしました。

4点目は、構成団体ごとの財源負担についてであります。

施設整備に係るそれぞれの構成団体からの出資割合などについては、協議会において重要協議事項として協議、検討が進められていくとのことですが、今後の検討を進める上でも、考え方やルールを明確にすることが求められてきます。

こうした状況を踏まえ、構成団体ごとの財源負担については、地域間で不公平にならないよう住民目線で納得できる方針をできる限り早急に示すことを要望いたしました。

最後に、今後の水道事業は、これまで築き上げてきた水道施設の更新時期を迎えようとしていることや人口減少に伴う収益の減少、技術職員の不足といった厳しい運営が見込まれています。

また、全国的にも水道管の老朽化が原因とみられる事故が発生するなど、多岐にわたる課題を抱えており、今まさに大きな転換期を迎えようとしていることから、先人から受け継いだ安心・安全な水道を将来の世代に引き継いでいくためにも、水道事業広域化の検討を進める必要があります。

そこで、水道事業広域化の検討をさらに進めるに当たっては、協議会として上田長野地域のそれぞれの住民の声をよく聴き、構成団体間の十分な連携の下、丁寧な協議を進め、今後予定されている基本計画の合意について、適切に判断するよう要望いたします。

以上で、報告を終わります。

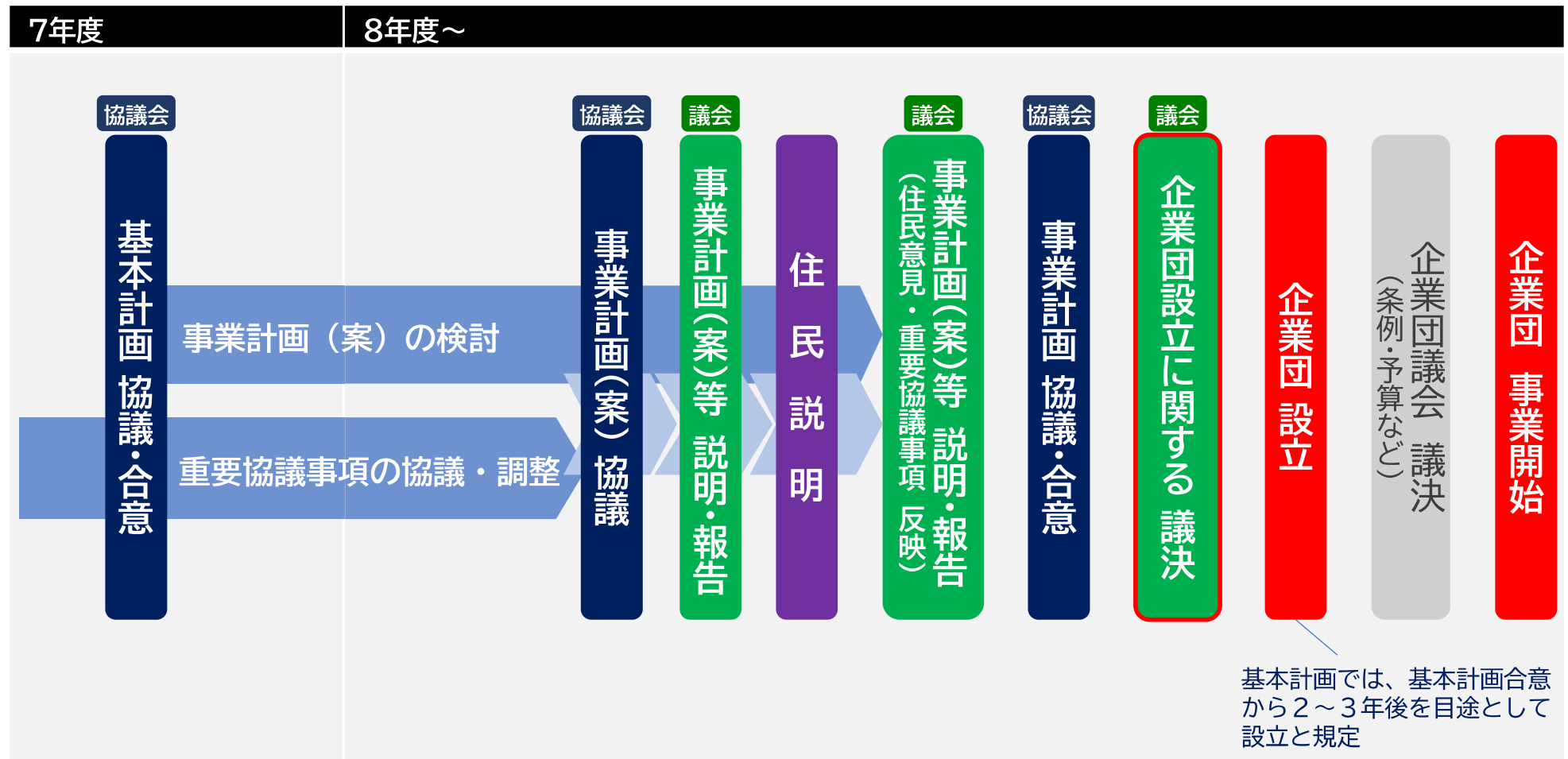
協議の進め方等について

第6回上田長野地域水道事業広域化協議会【資料2】



R7.11.4(火)上田長野地域水道事業広域化協議会

今後のスケジュール（案）



- ・基本計画
基本の方針や事項をまとめ、今後更なる検討を進める上で指針とするもの

- ・重要協議事項
事業計画（案）の合意、住民や議会の理解を得るために、優先的に協議・検討を行う事項

- ・事業計画（案）
住民や議会からのご意見に応え、組織や職員、業務運営、施設整備、財政運営など具体的な事業内容を定めることを想定

上田長野地域水道事業広域化協議会 規約 改正（案）

（該当箇所の抜粋）



（組織）

第6条 協議会は、構成団体の長又は構成団体の長が指定した者で別表1の職にある者をもって組織する。

2 協議会に会長、副会長及び委員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名 3名

(3) 委員 3名 1名

（会長及び副会長）

第7条 会長及び副会長は、別表1の職にある者から互選により定める。

（2項以下 略）

（委員）

第8条 委員は、会長又は副会長を除く、別表1の職にある者を充てる。

（2項 略）

（協議会の会議）

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員副会長及び委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

（3項以下 略）

別表1（第6条、7条及び8条関係）

構成員

団体	役職
(1) 長野市	市長
(2) 上田市	市長
(3) 千曲市	市長
(4) 坂城町	町長
(5) 長野県	公営企業管理者

各首長等からの意見要旨

基本計画について

○土屋上田市長

- ・上田市では市民有志による勉強会が開催され、議会でも多くの質問や意見があり、大変重要なテーマとして受け止めている。
- ・上田市9月定例会で広域化関連予算が可決されたことで、「上田市の方針が既に決まったのではないか」、「上田長野の広域化が上田市にとって本当に良いことなのか現時点で判断がつかない」といった意見や懸念が多く寄せられている。
- ・基本計画の次の段階である、事業計画（案）の検討において、市民や議会の懸念や疑問が整理され、上田市として方向性をしっかり判断できる材料が示されることに期待している。
- ・基本計画は今後の協議の指針となるものであり、詳細な検討に入るためのスタートライン。各構成団体が是々非々の立場で真摯に協議を重ねていくことが求められる。
- ・今後の協議の中では、上田市として同意ができない、あるいは困難な内容が示される可能性を念頭に置きながら、重要協議事項の検討の内容によっては、事業統合にこだわらない連携のあり方又は別の選択肢を排除せず、真摯な議論を進めたい。
- ・構成団体は、将来を見つめ、地域の生命線になる水道事業の持続可能性に危機感を共有しながら、安全安心な水道事業を次世代に引き継いでいくことを共通の目的としている。将来世代にとってどのような水道事業のあり方がよいのかを検討の柱として整理を図りたい。
- ・重要協議事項について、事業計画、出資金負担割合についても優先的に協議されることになっている。県の関与、負担金の割合などが重要な事項である。

基本計画について

○小川千曲市長

- ・この基本計画によって、事業統合に向けた基本方針を定め、事業計画（案）策定を目指して更なる協議を進めてまいりたい。
- ・上田市審議会、長野市議会特別委員会から頂いている意見を尊重することはもちろん、千曲市においても民意を尊重して反映させられるよう協議を続けたい。

○山村坂城町長

- ・坂城町では議会開会挨拶で協議会の状況の報告や今後の予定を説明した。現在の協議の状況について若干の心配と激励をいただいている。
- ・基本計画は、地域において事業統合による広域化を行う場合の、更なる検討するための指針であり、今以上に進んだ協議を行っていくことについてうれしく思う。本プロジェクトに広く賛同している坂城町民に対しても新たな一歩である。

○吉沢長野県公営企業管理者

- ・基本計画は素案の段階から様々な協議を行い、パブリックコメントや各議会においても説明し、意見を伺ってきた。この計画が今後の検討の基礎になる非常に重要なものと認識している。
- ・水道事業を巡る状況が大きく変化してきている中で、特に人口減少、施設の老朽化、専門人材の確保、こうした難しさを考えたときに単独で事業を運営していくことは非常に難しいと考えている。
- ・広域化は市町という枠組みを超えて一緒に課題を乗り越えていくという理念のもと取組むものであり、地域住民の理解をいただくよう努めながら関係団体の皆様と協議を進めたい。

基本計画について

○荻原長野市長

- ・ 長野市ではチラシの全戸配布や市民意見の募集、説明会などを通じて多くの皆様から意見をいただいた。市議会からは一般質問や水道事業広域化調査研究特別委員会において様々な視点から貴重な意見をいただいた。
- ・ 水道事業の統合の更なる議論を進めることについて理解が得られたと感じている。
- ・ 上田市審議会、各団体の住民、議会の皆様からいただいた意見をもとに、構成団体と連携を深めて、事業統合の検討に向けて更なる協議を進めていきたい。

協議の進め方等について

○土屋上田市長

- ・住民、議会への丁寧な説明に取組み、意見を計画に反映し一つ一つ手順をしっかりと積み重ねていくなかで、内容について理解を深めていただこうと考えている。
- ・事業計画（案）の検討は、スケジュールのみにとらわれることなく、必要に応じて見直しするなど、丁寧な議論を重ね、地域全体の住民や議会のご理解を得られるように進めることが重要である。

○小川千曲市長

- ・基本計画に記載のとおり2、3年を目途に企業団設立を目指して協議を重ねたい。
- ・住民説明など先を見据えていくべきものは多々あるが、まずは事業計画（案）の策定に向けて全力で取り組むことが重要である。
- ・これから詳細な事項を協議していくが、特に重要協議事項を中心に丁寧に協議を進め、千曲市としても、地域としても最適な事業計画（案）の策定を目指したい。

○山村坂城町長

- ・まだ先は長いが、一つ一つ協議を積み重ねていくことが何より大切である。
- ・この事業に期待を持たれている方がたくさんいる。そうした声を受けながら着実に進めたい。

協議の進め方等について

○吉沢長野県公営企業管理者

- ・重要協議事項は事業計画（案）と並行して、あるいは事業計画の中から優先的に検討する事項と理解している。現在それぞれのテーマに関し検討協議を行っている。
- ・事業計画（案）は、市町を超えて地域全体でよくなるためにどのようにするかという視点、また、各議会と住民の皆さんの理解が不可欠だが、上田長野地域はもとより県議会、上田長野地域以外の皆様の理解をいただけるよう整理していくという視点を踏まえ協議をお願いする。
- ・事業計画（案）の協議は、どのような体制やスケジュールですり合わせるかといった具体的な進め方が大切になる。幹事会などで相談し協議会にお諮りする。

○荻原長野市長

- ・基本計画を指針として、重要協議事項の検討とともに事業計画（案）の策定に取り組んでいくが、事業統合に慎重な意見の方々も多数いる。こうした意見に応えていく内容とすることが重要だと考える。
- ・事業統合は、単独経営で培ってきたノウハウ、利点、地域特性を生かしつつ、単独では解決が難しい課題に対応して、水道事業のバージョンアップを図ることが大切。そうした視点をもって検討を進めることで理解をいただいていくことが大事であると思う。
- ・水道事業の統合は、人口減少下において国が推進する施策でもあり、国の交付金の時限措置の撤廃・延長や、対象事業の拡充などについて国に要望したい。
- ・この協議会だけでなく今後県内で統合が検討されると思う。長野県のトップランナーとして上田長野地域の協議が全県に波及していく好事例になるよう取り組みたい。

水道事業の広域化推進等に関する国への要望について

概 要

- 1 要望日 令和7年11月13日
- 2 要望先 国土交通省 佐々木 国土交通副大臣
塩見 国土交通審議官
石井 上下水道審議官
廣瀬 技監
- 3 要望者 上田長野地域水道事業広域化協議会
会 長 荻原長野市長
副会長 土屋上田市長 小川千曲市長 山村坂城町長
幹事長 吉沢長野県公営企業管理者
- 4 同行者 井出庸生 衆議院議員
- 5 要望内容
 - ・要望書（別添 資料3-9）
 - ・現況の主要施設の基幹管路の整備計画（別添 資料3-10）

○交付金の時限措置の撤廃等について

- ・ 水道事業の統合は、将来の人口減少や管路の老朽化に対応していくために必要な取組である。
- ・ 事業統合には住民理解が欠かせない。住民に丁寧に説明しながら進める必要があり、各地域の合意形成に至るまでには、どうしても時間を要する。
- ・ このようなことから、交付金については、令和16年度までの時限措置の「撤廃」又は「延長」を要望する。

○交付金対象事業の拡充について

- ・ 大規模災害が激甚化・頻発化する中で、市町を結ぶ基幹管路の複線化（二重化）は重要と考えている。
- ・ 複線化を交付金の対象として明確化するなど、広域化事業の拡充を要望する。

要望に対する主な回答要旨

- ・ 要望に関する内容は省内でも検討している。令和8年度の概算要求に盛り込んでいるものもあり、要望趣旨に添えるよう財務省とも協議していきたい。
- ・ 住民合意は必要であり、「時間がないからやめた」という話にならないよう、急がず丁寧に進められるよう支援していきたい。
- ・ 広域化の取組を全国で進めて行かなければならないと思っている。先進的な取組みであり、この事例をフォローしていけば全国で支援できるものとする。
- ・ 集約化だけでなく分散化する仕組みも考えるなど、広域化は進めるべきだが、単に管路をつなぐだけではなく運営面等のマネジメントを考える必要がある。



佐々木国土交通副大臣への要望

国土交通大臣
金子 恭之 様

資料 3-9

要 望 書



(坂城町、上田市、長野市、千曲市、長野県企業局)

上田長野地域水道事業広域化協議会

令和 7 年 11 月 13 日

水道事業の広域化推進等に関する要望書

長野県の上田長野地域5団体（長野県、長野市、上田市、千曲市、坂城町）では、給水人口の減少や老朽管の更新・耐震化、災害時のバックアップ体制、技術継承等の課題に対して、水道事業の基盤強化を図り、強靱で持続可能な水道事業の構築に向けて、上田長野地域水道事業広域化協議会を設立し、協議を進めているところです。

協議会では、将来の水道のあり方として有効な方策のひとつである事業統合を目指し、現在は基本的方針や今後更なる検討を進める上での指針としての基本計画に合意し、事業計画の策定に向けて協議していますが、社会資本整備総合交付金制度（防災・安全交付金事業）の広域化に伴う交付金の時限措置（令和16年度まで）等が広域化推進の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 広域化事業の交付金を統合から10年間交付対象となるよう、時限措置を撤廃又は延長すること
- 2 大規模災害が頻発し、被災地では長期間の断水を余儀なくされている例もあることから、市町を結ぶ基幹管路の災害時等のバックアップ機能強化のため、基幹管路の複線化の新設など広域化事業の対象を拡充すること
- 3 老朽管路等の更新を推進するため、必要な財源を確保すること

令和7年11月13日

国土交通大臣

金子 恭之 様

上田長野地域水道事業広域化協議会

会 長	長野市長	荻 原 健 司
副会長	上田市長	土 屋 陽 一
副会長	千曲市長	小 川 修 一
副会長	坂城町長	山 村 弘
幹事長	長野県公営企業管理者	

吉 沢 正

■上田長野地域における水道広域化

当地域では今後想定される課題解決のため、水道事業の統合を目指して、構成5団体が協議会を設立し、広域的な水道ネットワークの構築による基盤強化などの協議を進めている。



■上田長野地域における交付金の課題

【課題1】広域化事業の時限措置の撤廃・延長

広域化に伴い計画している施設整備は通常運用と並行しながらの施工となり、期間の長期化が見込まれる。しかし、現行の交付金制度は令和16年度までの時限措置となっていることから、活用期間が限定され、効果の縮小が懸念される。

R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20～
(仮)R10事業開始した場合 補助期間 7年										
補助対象外 3年 (占有協議などの発注準備)			補助対象期間 4年				補助対象外 (単独費で施工)			
			(延長された場合の補助対象期間)							

- ・仮に令和10年度に事業開始すると、補助対象期間が7年間となり、十分な施工量の確保が困難
- ・大規模事業は発注準備に時間を要するため、補助対象期間がさらに減少

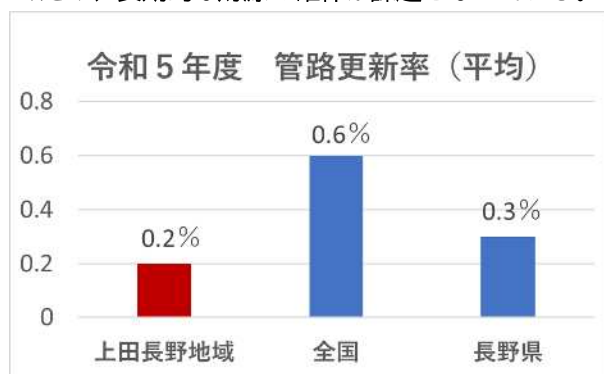
【課題2】広域化事業の対象の拡大

基幹管路の複線化は災害時のリスク軽減と水道基盤の強靱化が見込まれる。事業統合を契機として広域的に複線化を実施することで、事業者が単独で複線化を行うよりも効果的な水道ネットワークの実現が期待できるため、現行の広域化事業に複線化そのものを対象とした項目を新設するなど、拡充が望まれる。



【課題3】管路等更新事業費の確保

広い行政区域を有する当地域では、老朽管路等の更新需要の増加や有収水量の大幅な減少が見込まれる中、将来を見据えた老朽管路等の解消を図っていくため、長期的な財源の確保が課題となっている。



現況の主要施設の基幹管路の整備計画

